

全国歯科医師国民健康保険組合 規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 この組合は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員及び組合員の世帯に属する被保険者の国民健康保険を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この組合は、全国歯科医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 組合は主たる事務所を栃木県宇都宮市一の沢2丁目2番5号に置く。

2. 組合は、従たる事務所を東京都杉並区高円寺北2-24-2に置く。

(地区)

第4条 組合は別表1及び別表2に定める区域をその地区とする。

(支部)

第5条 組合に支部を置く。

2. 支部に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(公告の方法)

第6条 組合の公告は組合広報に掲示して行う。

第2章 組合員

(組合員の範囲及び種類)

第7条 組合員は、歯科医業又は歯科業務に従事する者で第4条に定める地区内に住所を有する者（組合に勤務する者を除く。）で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 1種組合員は、第4条別表1に定める府県歯科医師会の会員とする

二 2種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設又は管理する診療所に雇用される歯科医師で、第4条別表1に定める府県歯科医師会に未入会の者とする

三 3種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設又は管理する診療所に雇用される者及び組合に勤務する者とする

2. 前項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者は、組合員としない。

ただし、第9条の3第1項の規定により届け出た1種組合員は、この限りでない。

3. 組合員が、歯科医業又は歯科業務に従事する者であることの判定基準は別に定める。

(被保険者の範囲)

第8条 削 除

(加入の申込)

第9条 組合に加入しようとする者は、氏名、住所、性別、生年月日、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項第8号又は同条第2項ただし書の規定による承認に関する事項を含む。以

下同じ。)並びに世帯に属する者の氏名、性別、生年月日、個人番号、組合員との続柄、職業、使用される事業所名及び法第6条各号に関する事項を記載した書面をもって、その旨を組合に申し込まなければならない。

2. 前項の加入の申し込みをした者は、支部長が加入の申し込みを受理した日に組合員になる。
3. 前項の受理は、第1項の申し込みをした日から30日以内にななければならない。

(変更の届出)

第9条の2 第9条第1項に掲げる事項に変更があったときは、組合員は、変更後の事項を記載した書面をもって、その旨を組合に届け出なければならない。

(後期高齢者医療制度の適用を受けた組合員の届出)

第9条の3 高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者となる1種組合員が、引き続き1種組合員となる場合には、30日前までにその旨を組合に届け出なければならない。

2. 前項に規定する1種組合員が、高齢者医療確保法第50条第2号に該当しなくなった場合には、速やかにその旨を組合に届け出なければならない。

(脱退)

第10条 組合員は、組合を脱退するには、1ヵ月以上の予告期間を設けあらかじめ書面をもって支部長に通知しなければならない。

(除名)

第11条 次の各号の一に該当する組合員は、理事会の議決によって除名することができる。

- 一 正当な理由がないのに保険料の納付期日後6ヵ月を経過したにもかかわらず、保険料を納付しないとき
- 二 法の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は加入の申し込みに当たって虚偽の事項を記載した申込書を提出したとき

第3章 保険給付

(一部負担金)

第12条 保険医療機関又は保険薬局において療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

- 一 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3
- 二 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2
- 三 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。) 10分の2
- 四 法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

(療養附加金)

第12条の2 削 除

(出産育児一時金)

第13条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する組合員に対し、出産育児一時金として420,000円を支給する。

2. 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費)

第14条 組合は、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、次の各号により葬祭費を支給

する。

- | | |
|------------------|----------|
| 一 1種組合員である被保険者 | 300,000円 |
| 二 2種組合員である被保険者 | 150,000円 |
| 三 3種組合員である被保険者 | 100,000円 |
| 四 組合員の世帯に属する被保険者 | 100,000円 |

2. 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(傷病手当金)

第15条 組合は、毎月納付すべき保険料を納付期日までに納付している組合員である被保険者が療養の給付を受けている場合において、その療養のため入院した場合は、入院した日から入院期間中傷病手当金として、1種組合員である被保険者は1日につき4,000円を、2種組合員である被保険者又は3種組合員である被保険者は1日につき1,500円を支給する。

ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とする。なお、支給期間の計算は、傷病手当金と傷病見舞金の支給期間を合算する。

(出産手当金)

第15条の2 組合は、被保険者である組合員が出産したときは、産前6週間、産後8週間において業務に服さなかった期間、1日につき1,500円を組合員の申請により支給する。

ただし、支給期間は90日を限度とする。

(傷病手当金と出産手当金との調整)

第15条の3 傷病手当金を支給する場合において、その期間、出産手当金は、支給しない。

第4章 保健事業

(保健事業)

第16条 組合は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、組合員及び組合員の世帯に属する被保険者（以下この章において「被保険者等」という。）の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 健康診断
- 二 疾病予防
- 三 健康づくり運動
- 四 健康家庭の表彰
- 五 その他被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業

第16条の2 組合は、高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者である組合員（以下「後期高齢者の組合員」という。）について、次の各号に掲げる事業を行うことができる。

- 一 組合は、毎月納付すべき保険料を納付期日までに納付している後期高齢者の組合員が、高齢者医療確保法第64条の規定による療養の給付を受けている場合において、その療養のため入院した場合は、入院した日から入院期間中傷病見舞金として、1日につき4,000円を支給する。

ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とする。なお、支給期間の計算は、傷病手当金と傷病見舞金の支給期間を合算する。

- 二 組合は、後期高齢者の組合員が死亡したときは、当該組合員の遺族に対し、死亡見舞金として300,000円を支給する。

- 三 組合は、毎月納付すべき保険料を納付期日までに納付している後期高齢者の組合員が、当該年度中に75歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達し同年度内に受診した健診に対して、30,000円を限度として支給する。

ただし、同一年度内に1種組合員としてすでに支給を受けた場合は対象としないものとする。

なお、申請手続き等実施内容については、節目健診（人間ドック等）補助金支給要綱に準ずるものとする。

四 組合は、前号第三号に該当した後期高齢者組合員の被保険者である配偶者（この場合の年齢は問わない）についても、同年度内に受診した健診に対して、30,000円を限度として支給する。ただし、同一年度内に、1種組合員の配偶者として支給を受けた場合は対象としないものとする。

なお、申請手続き等実施内容については、節目健診（人間ドック等）補助金支給要綱に準ずるものとする。

第17条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は別に定める。

第5章 保険料

（保険料の賦課額）

第18条 組合員は、保険料として、第一号から第四号までのいずれかの額と第五号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。

一 1種組合員（後期高齢者の組合員を除く。）については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。

ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

イ 国民健康保険事業に要する費用（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業（以下「後期高齢者の保健事業」という。）に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。）として、次の（1）及び（2）に掲げる額の合算額。

（1）前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の6.5を乗じた額を月額割とした額。

ただし、その額が月額32,500円を超えるときは、月額32,500円（年額390,000円）を上限とし、下限は、4月を月額1,900円、5月から翌年3月までは、月額1,600円（年額19,500円）とする。

（2）月額8,600円（年額103,200円）

ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。） 月額3,400円（年額40,800円）

ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。） 月額3,900円（年額46,800円）

二 2種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

イ 基礎賦課額 月額16,500円（年額198,000円）

ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額3,400円（年額40,800円）

ハ 介護納付金賦課額 月額3,900円（年額46,800円）

三 3種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。

ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

イ 基礎賦課額 月額9,000円（年額108,000円）

ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額3,400円（年額40,800円）

ハ 介護納付金賦課額 月額3,900円（年額46,800円）

四 後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高

年齢者賦課額として月額5,000円（年額60,000円）とする。

五 組合員の世帯に属する被保険者については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。

ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。

イ 基礎賦課額

(1) 1種家族 月額6,600円（年額79,200円）

(2) 2. 3種家族 月額6,000円（年額72,000円）

ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額3,400円（年額40,800円）

ハ 介護納付金賦課額 月額3,900円（年額46,800円）

2. 保険料の賦課について前項に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

(賦課期日)

第19条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

(納期)

第20条 保険料は、毎月末日までにこれを納付しなければならない。

(保険料の一括納付義務者)

第21条 2種組合員及び3種組合員にかかる保険料は、1種組合員が一括納付義務者としてこれをとりまとめて納付するものとする。

(保険料の変更)

第22条 保険料の賦課期日後に、納付義務が発生した者がある場合、又は組合員の世帯に属する被保険者数が増加した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった場合には、当該組合員に対して賦課する保険料の額は、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加し、若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日の属する月から賦課又は変更する。

2. 保険料の賦課期日後に、納付義務が消滅した場合、又は世帯に属する被保険者数が減少した場合若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった場合には、当該納付義務者に対して課する保険料の額は、その納付義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は被保険者の減少があった場合においては、その消滅し、又は減少があった日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは組合員若しくは組合員の世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月から変更する。

(保険料額通知書)

第23条 保険料の額が決定又は変更したときは、理事長は速やかに、これを組合員に通知しなければならない。

(督促手数料)

第24条 保険料の督促手数料は、督促状1通について100円とする。

(延滞金)

第25条 納期限までに保険料を納入しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上であるときは、当該金額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年14.6%（当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した延滞金（当該延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収する。

ただし、次に掲げる場合は、延滞金を徴収しない。

- 一 督促状の指定期日までに、保険料を納付したとき
- 二 次条の規定により、保険料の納付期限が延長されたとき
- 三 その他特別の事由があると理事長が認めた場合

(保険料の納期限の延長)

第26条 理事長は、組合員が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められた場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6ヵ月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- 一 組合員が傷病又は火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき
- 二 組合員がその事業又は業務を休止したとき
- 三 組合員がその事業について甚大な損害を受けたとき
- 四 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき

(保険料の減免)

第27条 理事長は、傷病、災害等により生活が困難となった者又はこれに準ずると認められる者に対し、保険料を減免することができる。

2. 保険料の減免を受けた者はその理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を理事長に申告しなければならない。

第6章 組合会

(組合会議員の定数)

第28条 組合会議員の定数は40人とする。

(組合会議員の選挙並びに選挙区)

第29条 組合会議員は、各選挙区において選挙する。

2. 選挙区及び選挙について必要な事項は、別に定める。

(組合会議員の任期)

第30条 組合会議員の任期は、選挙の年の8月1日から起算して2年とする。

ただし、補欠議員の任期は、その前任者の残任期間とし、議員の定数に異動を生じたため、新たに選挙された議員の任期は、現任者の残任期間とする。

(組合会の議決事項)

第31条 組合会は、法第27条に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- 一 特別積立金の繰替使用
- 二 法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の策定及び変更
- 三 その他理事会において必要と認めた事項

(組合会の種類)

第32条 組合会は、通常組合会及び臨時組合会とする。

(組合会の招集日)

第33条 通常組合会は、毎年3月及び7月において理事会の議決により招集しなければならない。

(臨時組合会)

第34条 臨時組合会は、必要に応じ、理事会の議決により、いつでも招集することができる。

(組合会の招集手続)

第35条 組合会の招集は、会日の1週間前までに会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を組合会議員の住所にあてて送付して行うものとする。

(緊急議決)

第36条 組合会においては、出席した議員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

ただし、法第27条第1項に掲げる事項については、この限りでない。

(組合会議長・副議長)

第37条 組合会議長及び副議長は、組合会議員の選挙後、最初に開かれる組合会において互選する。

2. 副議長の定数は1名とする。

3. 議長及び副議長の任期は組合会議員の任期による。

(組合会の議事録)

第38条 組合会の議事については議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した組合会議員1名が署名しなければならない。

第7章 役員、顧問、相談役、支部役員及び職員

(役員の数)

第39条 理事の定数は、26名以内とする。

2. 監事の定数は、2名とする。

3. 監事のうち1名を常務監事とする。

(理事の選出及び選任)

第40条 理事は、次により選出し、組合会において選任する。

- 一 各支部から、1名
- 二 理事長が指名する者、若干名

(理事長)

第41条 理事のうち1名は理事長とし、理事が互選する。

2. 理事長は、組合の業務を総理する。

(副理事長)

第42条 理事のうち3名以内を副理事長とし、理事がこれを互選する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決めた順位によりその職務を代行する。

(専務理事)

第43条 理事のうち1名を専務理事とし、理事がこれを互選する。

2. 専務理事は常時組合を掌理し、理事長及び副理事長ともに事故があるときは、その職務を代行する。

(常務理事)

第44条 理事のうち5名以内を常務理事とし理事がこれを互選する。

2. 常務理事は、理事長の命を受けて業務を分掌し、専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会で決めた順位によりその職務を代行する。

(法令遵守（コンプライアンス）担当理事)

第44条の2 理事のうち1名を法令遵守（コンプライアンス）担当理事とし、理事がこれを互選する。

2. 法令遵守（コンプライアンス）担当理事は、理事長を補佐し、法令遵守（コンプライアンス）に関する組合の業務を行う。

(役員任期)

第45条 理事及び監事の任期は、選任の年の8月1日から起算して2年とする。

ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、辞任した場合又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお、従前の職務を行うものとする。

(役員選挙)

第46条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、3ヵ月以内に、補充しなければならない。

(理事の職務)

第47条 理事は、法令、規約及び組合会の決議を尊重し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

ない。

2. 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。
3. 理事は、組合会の議決により禁止されないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(監事の選任及び兼職の禁止)

第48条 監事は、組合会において選任する。

2. 監事は、組合の理事又は職員と兼ねてはならない。

(監事の職務)

第49条 監事は、いつでも会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは複写をし、又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

2. 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、この組合の業務及び財産の状況を監査することができる。

(支部役員)

第50条 第5条に基づく支部に支部役員を置き、組合業務のうち別に定める理事長の委任する事務を遂行する。

2. 支部役員について別に規則を設ける。

(報酬及び費用弁償)

第51条 役員には報酬を支給し、費用を弁償することができる。

2. 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別に定める。

(役員解任)

第52条 組合員は総組合員の5分の1以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事長に提出して、役員解任を請求することができる。

2. 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又はこの規約に違反したことを理由として、解任を請求するときは、この限りでない。
3. 第1項の規定による解任の請求があったときは、理事長は、その請求を組合会の議に付し、かつ、組合会の会日から1週間前までにその請求に係る役員に第1項の書面を送付し、かつ、組合会において弁明する機会を与えなければならない。
4. 第1項の規定による解任の請求について、組合会において組合会議員の半数以上が出席し、その過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

(顧問、相談役)

第53条 組合に顧問、相談役を置くことができる。

- 一 顧問、相談役は組合会の議決を経て理事長が委嘱する
- 二 顧問、相談役は理事長の諮問にこたえ組合の会議に出席して意見を述べることができる
ただし、表決に加わることはできない

(顧問、相談役の任期)

第54条 顧問、相談役の任期はその委嘱した理事長の退任とともに終わる。

(職員)

第55条 組合に次に掲げる職員を置く。

- 一 事務局長 1名
- 二 前号以外の職員若干名
2. 事務局長は、理事会の同意を得て理事長が任免する。
3. 事務局長は職員を統轄し、理事会の決定に従い、この組合の事務を誠実に行わなければならない。
4. 職員は、理事長が任免する。ただし、支部職員は支部長が理事長と協議して決める。
5. 職員の給与は、理事長が定める。
6. その他職員に関し、必要な事項は別に定める。

第8章 理事会

(理事会の招集)

第56条 理事会は必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

2. 理事会の招集は、会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。

ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(理事会の決定事項)

第57条 理事会においては、次に掲げる事項について決定する。

- 一 組合会の招集及び組合会に提出する議案
- 二 組合業務運営の具体的方針の決定
- 三 業務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項
- 四 その他この規約に定める事項

(理事会の議事)

第58条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により、理事会の議事に加わることができる。

3. 前項の規定により賛否の意見を明らかにした書面により議事に加わる理事は、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第59条 理事会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事1名が署名しなければならない。

第9章 業務の執行及び会計

(規約その他書類の備え付け及び閲覧)

第60条 理事は、規約及び組合会の議事録を事務所に備えて置かなければならない。

2. 組合員はいつでも、理事に対し、前項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計年度)

第61条 組合の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費の支弁)

第62条 組合の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

- 一 保険料並びに使用料及び手数料
- 二 補助金
- 三 寄付金その他の収入

(特別会計)

第63条 組合は組合会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2. 特別会計に関して必要な事項は別に定める。

(財産の管理)

第64条 組合の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 有価証券は、確実なる金融機関に保護預けとし、又は理事会の議決を経て定めた方法によること
- 二 積立金は、国民健康保険法施行令第19条に定める特別積立金及び国民健康保険法施行令第20条に定める給付費等支払準備金のほか、別途積立金、事務所維持・拡充積立金、役員退職慰労金積立金及び職員退職手当積立金並びに国保事業安定積立金とし、金融機関に預け入れ、又は理事会の議決を経て定めた

方法によること

三 現金は、金融機関に預け入れること

四 前各号以外の財産管理は、組合会の議決を経て定めた方法によること

(決算関係書類の提出、備え付け及び閲覧)

第65条 理事は、決算審議の組合会の会日の1週間前までに、事業報告書、財産目録及び収支決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えておかなければならない。

2. 理事は、監事の意見を添えて前項の書類を決算審議の組合会に提出し、その承認を求めなければならない。

3. 組合員は、いつでも、理事長に対し、第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合に理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)

第66条 組合員は、総組合員の3分の1以上の同意を得て、いつでも、理事に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(委員会の設置)

第67条 組合に委員会を設置することができる。

2. 委員及び委員会に関する必要な事項は別に定める。

第10章 雑 則

(規則)

第68条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は、理事会の議決により、規則をもって別に定める。

第11章 罰 則

第69条 組合は組合員が法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は、法第22条の規定において準用する法第9条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合においては、その者に対し100,000円以下の過怠金を科する。

第70条 組合は組合員又は組合員であった者が、正当な理由なしに法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられて、これに従わず又は同条の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過怠金を科する。

第71条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの規約に規定する過怠金の徴収を免がれた者に対し、その徴収を免がれた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を科する。

第72条 前3条の過怠金の額は、情状により理事長が定める。

第73条 第69条から第71条までの過怠金を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

1. この規約は、昭和53年4月1日から施行する。
2. この規約施行の際、現に被保険者である者はこの規約の規定により加入したものとみなす。
3. この規約施行の際、現に理事、監事及び組合会議員である者はそれぞれ解任されたものとみなす。
4. この規約施行前の保険事由に係る未支給の保険給付は、なお従前の例による。
(延滞金の割合の特例)
5. 第25条に規定する延滞金の年7.3%の割合は、当分の間、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3%の割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。
(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)
6. 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」を支給する。
なお、この規定により支給する場合において、その期間は第15条の傷病手当金は支給しない。
7. 「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」の額は、1日につき、「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3ヵ月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
8. 「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6ヵ月を超えないものとする。
(「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」と給与等との調整)
9. 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第7項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
10. 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」の額より少ないときはその額と「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
11. 前項の規定により組合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。
(未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減措置)
12. 毎年11月30日時点において、未就学児である被保険者が属する組合員の世帯については、当該年度の12

月以降に保険料より、組合員の世帯に属する未就学児である被保険者一人につき12,000円を充てることとする。

13. 前項による未就学児世帯の保険料の充当を受けようとする者は、保険料に充てる当該年度の11月30日を基準とし、納付すべき保険料を完納している組合員とする。

附 則

1. この規約は、昭和53年9月1日から施行する。
2. この規約による改正後の国民健康保険組規約（以下「新規約」という。）第13条第2項の規定は、この規約の施行の日から6ヵ月を経過した日以降の出産から適用する。

附 則

1. この規約は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、昭和56年9月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、昭和57年4月1日から施行する。

ただし、施行前の保険事故については、従前の例による。

附 則

1. この規約（第12条第15条）は、昭和58年2月1日から施行する。
2. この規約による改正後の規約第69条及び第70条の規定は、昭和58年2月1日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
3. この規約は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、昭和59年4月1日から施行する。
2. 施行前の傷病手当金については、なお従前の例による。

附 則

1. この規約は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成2年11月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成4年6月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成4年8月22日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成7年4月1日から施行する。

2. 出産日が施行日前である被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

附 則

1. この規約は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成12年4月1日から施行する。

2. この規約による改正後の第18条及び第22条の規定は、平成12年度以降の保険料について適用し、平成11年度以前の保険料については、なお従前の例による。

3. この規約による改正後の第69条の規定は、この規約の施行日前にした行為及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第37条において従前の例によることとされる場合におけるこの規約の施行日後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4. この規約による改正後の第70条の規定は、この規約の施行目前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

1. この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成15年8月21日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成17年4月1日から施行する。

2. この規約による改正後の第12条の規定は平成17年8月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成18年10月1日から施行する。

2. 出産日が施行日前である被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

附 則

1. この規約は、平成19年4月1日から施行する。

ただし、改正後の第12条及び第12条の2の規定は、平成19年8月1日から施行する。

（第12条及び第15条改正、第12条の2新規）

附 則

1. この規約は、平成20年4月1日から施行する。

2. 改正後の第18条第1項第1号イの（1）中「後期高齢者診療報酬」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律に係る診療報酬（平成20年1月から3月分の老人保健に係る診療報酬を含む。）と読み替えるものとする。

附 則

1. この規約は、平成20年8月1日から施行する。

(経過措置)

2. 改正後の第12条の2第6項の規定に関わらず、平成19年度分の療養附加金の算定は、平成19年8月診療分から平成20年3月診療分とし、平成20年度分の療養附加金の算定は、平成20年4月診療分から平成21年3月診療分とする。

附 則

1. この規約は、平成21年4月1日から施行し、改正後の規約第13条の規定は、平成21年1月1日から適用する。
2. 平成21年1月1日前に出産した被保険者に係る規約第13条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

(第13条出産育児一時金の改定、第18条後期高齢者賦課額の改定)

附 則

1. この規約による附則第5項の規定については、平成21年10月1日から施行し、第25条及び附則第6項の規定については平成22年1月1日から、その他の規定は平成23年4月1日から施行する。
2. この規約による改正後の組合同規約第30条及び第45条の規定は、平成23年4月1日以後に就任する者について適用し、平成23年3月31日以前に就任する者については、なお従前の例による。
3. この規約による改正後の組合同規約第25条及び附則第6項の規定は、この規約の施行の日以後に納期限の到来する組合の保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

附 則

1. この規約は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、規約第4条及び第7条の改正規定は栃木県知事の認可があった日から、規約第64条の改正規定は平成22年4月20日から施行する。

(第4条、第7条、第64条第二号の改正及び別表1、別表2の追加、第12条の2削除、第18条後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の改定)

(経過措置)

2. 平成22年4月1日前に療養の給付を受けた場合の改正前の規約第12条の2の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

1. この規約は、平成23年4月1日から施行する。

(この規約による附則第5項(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)の削除、附則第6項を附則第5項に繰り上げ)

(第13条第1項出産育児一時金の改定)

(第18条基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の改定)

(第31条第1項第二号及び第44条の2の追加、第64条第1項第二号の新積立金の追加)

(経過措置)

2. 施行日前に出産した被保険者又は被保険者であった者に係る規約第13条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則

1. この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1. この規約は、平成25年4月1日から施行する。

(第7条の改定、第7条第3項の追加)

(第18条後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の改定)

(第30条組合会議員の任期の改定)

(第37条副議長の定数を改正)

(第39条監事の定数の改正及び常務監事の設置)

(第42条副理事長の定数の改正)

(第45条役員任期の改正)

(組合会議員、理事及び監事の任期の延長に係る暫定措置)

2. 任期が平成23年4月1日から起算して2年目である組合会議員、理事及び監事の任期を平成25年7月31日まで延長する。

附 則

1. この規約は、平成26年4月1日から施行する。

(第7条第二号及び第三号の改正)

(第15条・16条の2支給日の改正)

(第18条基礎賦課額及び介護納付金賦課額の改定)

(第64条第二号国保基幹システム等準備積立金削除)

2. 第15条・16条の2について、入院日が施行日前である被保険者に係る傷病手当金及び後期高齢者の組合員に係る傷病見舞金については、なお従前の例による。

附 則

1. この規約は、平成27年4月1日から施行する。

(第14条第1項・第16条の2第二号支給額の改正)

(第18条基礎賦課額(均等割)及び後期高齢者支援金等賦課額の改定)

(第64条第二号国保事業安定積立金追加)

2. 第14条第1項について、葬祭を行った日が施行日前である葬祭費については、なお従前の例による。

3. 第16条の2の2第二号について、死亡日が施行日前である死亡見舞金については、なお従前の例による。

附 則

1. この規約は、平成28年4月1日から施行する。

(第9条加入の申込に個人番号を追加)

(第16条の2第三号、第四号を追加)

附 則

1. この規約については認可の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(別表2 地区の追加 福島県白河市、埼玉県熊谷市、東京都世田谷区)

附 則

1. この規約は、平成29年4月1日から施行する。

(第18条後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の改定)

附 則

1. この規約については認可の日から施行し、平成28年12月1日から適用する。

(別表2 地区の追加 福島県泉崎村、東京都板橋区、文京区、兵庫県明石市)

附 則

1. この規約は、平成30年4月1日から施行する。

(第15条の2 出産手当金の追加)

(第15条の3 傷病手当金と出産手当金との調整の追加)

附 則

1. この規約については認可の日から施行し、平成29年7月1日から適用する。

(別表2 地区の追加 行橋市)

附 則

1. この規約については認可の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。
(別表2 地区の追加 八千代町、川越市、港区、岡崎市、あま市、川越町、水巻町)

附 則

1. この規約については認可の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
(第7条第1項第二号の条文に「第4条別表1に定める府県歯科医師会に未入会の者とする」を追加)

附 則

(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金)

1. この規約については認可の日から施行し、改正後の附則第6項から第11項までの規定は、「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」の支給を始める日が令和2年1月1日から令和2年9月30日以降の理事長が定める日までの間に属する場合に適用することとする。

附 則

1. この規約については認可の日から施行し、令和2年1月1日から適用する。
(別表2 地区の追加 千代田区)

附 則

1. この規約の別表2については認可の日から施行し、令和2年8月1日から適用する。
(別表2 地区の追加 みどり市、杉並区、尾張旭市、新居浜市、松山市、福岡市)

附 則

1. この規約の附則第12項から第13項までの規定「未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減措置」については認可の日から施行し、令和4年4月1日より適用する。
2. この規約の別表2については認可の日から施行し、令和3年8月1日から適用する。
(別表2 地区の追加 高崎市、伊勢崎市、越谷市、足立区、台東区、蟹江町、富田林市、大和郡山市、呉市)

別表1（規約第4条関係）

栃木県	山梨県	岐阜県	富山県	滋賀県	京都府	鳥取県
島根県	山口県	岡山県	香川県	徳島県	高知県	青森県
新潟県	岩手県	石川県	長野県	福井県	沖縄県	

別表2（規約第4条関係）

宮城県	気仙沼市、登米市、栗原市
秋田県	大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、藤里町
山形県	鶴岡市、小国町
福島県	郡山市、西郷村、白河市、泉崎村
茨城県	古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、桜川市、境町、大子町、城里町、笠間市、八千代町
群馬県	桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、大泉町、邑楽町、みどり市、高崎市、伊勢崎市
埼玉県	さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、加須市、松伏町、春日部市、熊谷市、川越市、越谷市
東京都	八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区、港区、千代田区、杉並区、足立区、台東区
神奈川県	相模原市
静岡県	御殿場市、富士宮市、富士市、小山町
愛知県	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、北名古屋市、大口町、豊田市、刈谷市、岡崎市、あま市、尾張旭市、蟹江町
三重県	津市、いなべ市、桑名市、伊賀市、川越町
大阪府	大阪市、枚方市、吹田市、箕面市、池田市、茨木市、高槻市、寝屋川市、守口市、門真市、島本町、交野市、大東市、堺市、豊中市、摂津市、東大阪市、八尾市、豊能町、能勢町、富田林市
兵庫県	神戸市、宝塚市、豊岡市、丹波市、丹波篠山市、尼崎市、伊丹市、芦屋市、西宮市、たつの市、姫路市、宍粟市、三田市、佐用町、上郡町、太子町、新温泉町、南あわじ市、川西市、猪名川町、明石市
奈良県	奈良市、生駒市、斑鳩町、田原本町、天理市、大和郡山市
広島県	広島市、福山市、府中市、尾道市、三原市、東広島市、庄原市、神石高原町、大竹市、廿日市市、三次市、北広島町、安芸高田市、安芸太田町、呉市
愛媛県	四国中央市、鬼北町、新居浜市、松山市
福岡県	北九州市、行橋市、水巻町、福岡市